

都市計画施設内の建築計画の扱いについて(都市計画法第53条許可)

都市計画施設（都市計画道路、都市計画公園等）の区域内において、建築物を建築する場合には、都市計画法に基づく許可（都市計画法第53条第1項）を受ける必要があります。

1 都市計画施設内に建てられる建築物（許可の基準）

- 1 階数が二階建て以下であり、地階を有しないこと。
- 2 建築物の主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であるもの。

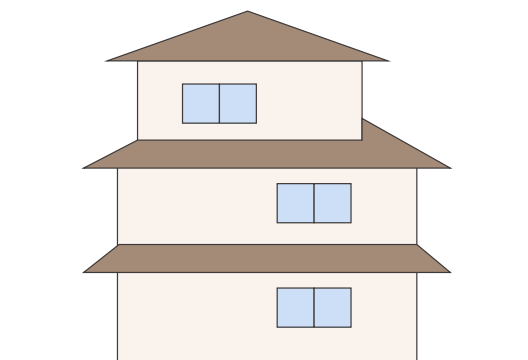
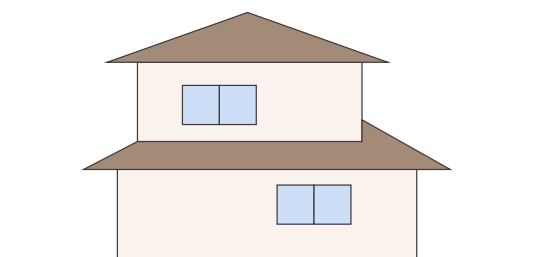
※鉄筋コンクリート造は除却等が困難なため建てることは出来ません。



建てることが可能
(許可を受けることができる)



建てることができない
(許可が受けられない)



参考：許可基準は都市計画法第54条により規定されています。（以下主な内容）

当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるもの。

- 1 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
- 2 主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

※鉄筋コンクリート造は除却等が困難なため建てられません

2 申請の流れ

建築確認申請前に許可を受ける必要がありますので、申請する時期にはご注意ください。

